

令和 8 年度

介護サービス事業者の ための集団指導

相模原市役所 健康福祉局

地域包括ケア推進部 福祉基盤課
高齢指定・指導班



本動画の構成

1. 運営指導において指摘の多い事項
2. 報酬改定における留意事項について（処遇改善加算・生産性向上委員会）
3. 地域密着型サービスについて
4. 福祉基盤課への問い合わせについて
5. 他課・他機関からのお知らせ



1. 運営指導において 指摘の多い事項

- 1-1 運営規程について
- 1-2 虐待防止措置について
- 1-3 業務継続計画について
- 1-4 事故発生時の対応について
- 1-5 掲示について



1-1 運営規程について

対象サービス：全サービス

指導事例

- ①運営規程に盛り込むべき内容が記載されていない
- ②運営規程に記載されている内容と、事業所の運営実態及び市への届出情報に相違がある

★Point★

①記載内容について

運営規程には事業の運営についての重要事項に関する規程を定める必要があります。

※ **令和7年4月1日**より「虐待の防止のための措置に関する事項」を盛り込むことが義務化されています。

（居宅療養管理指導のみ令和9年3月31日までは経過措置）

➡「組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）」、「虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等」を指す内容を盛り込むこと。

②実態に即した記載について

営業日、営業時間、実施地域等が実態と異なる事例が散見されます。

必ず実態に即して運営規程を修正するようにしてください。

併せて重要事項説明書の修正も必要となります。

※ 営業日等を変更した場合、市へ変更届の提出が必要となります。



1-2 虐待防止措置について

対象サービス：全サービス

(居宅療養管理指導は令和9年3月31日まで努力義務)

指導事例

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催していない
- ②虐待の防止のための指針を整備していない
- ③虐待の防止のための研修を定期的に実施していない
- ④①～③の措置を適切に実施するための担当者を置いていない

★Point★

①委員会について

定期的（年1回以上）に委員会を開催し、開催した際はその内容を記録し、職員に周知するようにしてください。

②指針について

虐待の防止のための指針には次の9項目を盛り込んでください。

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| (ア)事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 | (イ)虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 |
| (ウ)虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 | (I)虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 |
| (オ)虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 | (カ)成年後見制度の利用支援に関する事項 |
| (キ)虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 | (ク)入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 |
| | (ケ)その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |

▶▶次のページに続きます



1-2 虐待防止措置について

対象サービス：全サービス

(居宅療養管理指導は令和9年3月31日まで努力義務)

③研修について

指針に基づいて研修プログラムを作成し定期的な研修を実施してください。

【実施頻度】施設サービス系：年2回以上 居宅サービス系：年1回以上

※研修実施後は研修内容を記録するようにしてください。

※新規採用時には必ず研修を実施してください。

④担当者について

虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいとされています。

留意事項

虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置を講じていない場合、**高齢者虐待防止措置未実施減算**として所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する必要があります。

※（介護予防）福祉用具貸与は令和9年3月31日までは経過措置。

※（介護予防）居宅療養管理指導、特定（介護予防）福祉用具販売は除く。



1-3 業務継続計画について

対象サービス：全サービス

(居宅療養管理指導は令和9年3月31日まで努力義務)

指導事例

- ①「感染症に係る業務継続計画」や「災害に係る業務継続計画」を作成していない
- ②研修、訓練を実施していない

★Point★

①業務継続計画について

平時からの備えや初動対応等について、「感染症編」「自然災害編」の両方を作成する必要があります。
また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う必要があります。
※従業員に対して業務継続計画の内容を周知するようにしてください。

②研修・訓練について

○研修…感染症や災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行ってください。 ※研修の内容は記録するようにしてください。

【実施頻度】 施設サービス系：年2回以上 居宅サービス系：年1回以上

※感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。

○訓練…感染症のまん延や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習（シュミレーション）等を行ってください。 ※訓練の内容は記録するようにしてください。

【実施頻度】 施設サービス系：年2回以上 居宅サービス系：年1回以上

※感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。

▶▶ 次のページに続きます

1-3 業務継続計画について

対象サービス：全サービス

(居宅療養管理指導は令和9年3月31日まで努力義務)

留意事項

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合は、**業務継続計画未策定減算**として、所定単位数から減算する必要があります。

※（介護予防）居宅療養管理指導、特定（介護予防）福祉用具販売は除く。

【減算率】

居宅系サービス：所定単位数の100分の1に相当する単位数

施設系サービス：所定単位数の100分の3に相当する単位数

（施設系サービス…介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設）

なお、業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではありません。

〈参考〉「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 6) (令和6年5月17日)」問7



1-4 事故発生時の対応について

対象サービス：全サービス

指導事例

①市へ届出が必要な事故について、報告書を提出していない

★Point★

①事故報告について

本市に報告が必要な範囲は次のとおりです。

1.利用者が受傷または死亡に至る事故の発生

- ・受傷の程度は、医療機関（配置医師を含む。）に受診した場合を原則とする。
- ・利用者が事故発生直後に死亡した場合、又は事故発生（事故の報告の有無は問わない。）からある程度の期間を経て死亡した場合。
- ・利用者が病気等により死亡しても、死因等に疑義がある場合。

2.誤薬の発生

- ・利用者に医師の処方内容のとおり薬を投与せず、医師（配置医師を含む。）の診察又は指示を受けた場合（利用者の体調に異変がない場合も含む。）。

3.食中毒及び感染症の発生

- ・食中毒及び感染症について、サービスの提供に関連して発生した場合又は発生が疑われる場合であって、次のいずれかに該当する場合。
 - ア)同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合。
 - イ)同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。
 - ウ)ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に事業者等が報告を必要と判断した場合。

▶▶次のページに続きます



1-4 事故発生時の対応について

対象サービス：全サービス

4.職員（従業者）の法令違反及び不祥事等の発生、利用者の処遇に影響がある場合

・利用者の処遇に影響がある場合（例：利用者に対する虐待、利用者からの預かり金の横領、個人情報の紛失等）。

5.サービス提供中に、利用者の所在が不明となったとき

6.前各号に定めるもののほか、相模原市長が特に事業者等に報告を求める事故が発生した場合

また、事故発生時から **5 日以内** に第一報を市に報告するようにしてください。

〈参考〉「相模原市介護サービス事業者等における事故に係る報告取扱要領」

留意事項（事故報告の提出について）

令和 7 年 3 月より、電子申請システムにおいて事故報告書の提出を受け付けております。

電子申請システムから届出を行うことにより、システムに直接入力することにより、市へ届出を行うことができます。

電子申請システムの利用に当たっては初回のみ利用者登録が必要となりますので、下記 URL に掲載されているマニュアルをご確認ください。

※当面の間は、従来通り郵送での報告も受け付けていますので、対応可能な方法で届出をお願いいたします。

【本市ホームページ】

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shinseisho_menu/kaigohoken/1011563.html



1-5 掲示について

対象サービス：全サービス

指導事例

- ①重要事項を事業所内に掲示していない
- ②重要事項をウェブサイトに掲載していない

★Point★

①掲示について

運営規程の概要、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を**事業所内の見やすい場所に**、掲示しなければなりません。

※利用申込者・利用者・その家族から見やすい場所に掲示する必要があることから、職員専用の区域にのみ掲示することは適切ではありません。

②ウェブサイトへの掲載について

令和7年4月1日から重要事項を当該事業者のウェブサイトに掲載することが義務付けられています。

(ウェブサイト…法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのこと)

※サービスの対価として支払いを受けた金額が年間100万円以下の場合等は努力義務



2. 報酬改定等における 留意事項について

2-1 令和8年6月以降の処遇改善加算
について

2-2 LIFEの移行について

2-3 令和9年3月31日までの経過措置
について



2-1 令和8年6月以降の処遇改善加算について

対象サービス：（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売介護予防ケアマネジメント、居宅療養管理指導を除く全サービス

★主な改定内容★

- ① 加算率の引き上げ
- ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を新設（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）
※ 旧加算Ⅰは、加算Ⅰイと加算Ⅰロに、旧加算Ⅱは、加算Ⅱイと加算Ⅱロに分かれます。
令和8年度特例要件を満たす場合は、上位区分となる「ロ」を算定できます。
- ③ 処遇改善加算の対象外だった（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援に処遇改善加算を新設

★令和8年度特例要件★

次のア～ウのいずれかを満たすこと。

- ア) 訪問、通所サービス等 → ケアプランデータ連携システムを利用（※）＋実績報告
- イ) 施設サービス等 → 生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得（※）＋実績報告
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、利用又は取得の誓約で算定可能とする。
- ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること



2-1 令和8年6月以降の処遇改善加算について

■ 算定要件【従前からの対象サービス】

	①月額賃金改善要件	②キャリアパス要件Ⅰ	③キャリアパス要件Ⅱ	④キャリアパス要件Ⅲ	⑤キャリアパス要件Ⅳ	⑥キャリアパス要件Ⅴ	⑦職場環境等要件		⑧令和8年度特例要件
	処遇加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善	任用要件・賃金体系の整備等	研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件(440万円一人以上)	介護福祉士等の配置要件	区分ごとに1以上の取組(生産性向上は2以上)	区分ごとに2以上の取組(生産性向上は3以上)+HP掲載等の見える化	生産性向上や協働化に係る取組
介護職員処遇改善加算Ⅰイ	○	○	○	○	○	○	—	○	—
介護職員処遇改善加算Ⅰロ	○	○	○	○	○	○	—	○	○
介護職員処遇改善加算Ⅱイ	○	○	○	○	○	—	—	○	—
介護職員処遇改善加算Ⅱロ	○	○	○	○	○	—	—	○	○
介護職員処遇改善加算Ⅲ	○	○	○	○	—	—	○	—	—
介護職員処遇改善加算Ⅳ	○	○	○	—	—	—	○	—	—

■ 算定要件【6月以降新たに算定可能となるサービス】

	①令和8年度特例要件	又は	②処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件 (以下の(ⅰ)～(ⅲ)を全て満たすこと。)		
	生産性向上や協働化に係る取組		(ⅰ)キャリアパス要件Ⅰ	(ⅱ)キャリアパス要件Ⅱ	(ⅲ)職場環境等要件 ※区分ごとに1以上の取組(生産性向上は2以上)
介護職員処遇改善加算	(○)		(○)		



2-1 令和8年6月以降の処遇改善加算について

留意事項

- ★ 処遇改善加算の算定に当たっては、要件を満たすことの確認・証明として、以下の項目を必ず確認してください。
- 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出すること。
また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないこと。
- ※ 一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみに賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。
- 期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- **キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知すること。**また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和8年度中（令和9年3月末まで）に書面を整備すること。
- 労働保険料の納付が適正に行われていること。
- **本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知すること。**
- ※ 運営指導等において、市から証明する資料（就業規則、給与規程、給与明細等）の確認を求める場合があります。
- ※ 処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び市からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合があります。



2-2 LIFEの移行について

対象サービス

【施設系】

- | | | |
|-----------------------|----------------|--------------------|
| ■（介護予防）特定施設入居者生活介護 | ■介護老人保健施設 | ■（介護予防）小規模多機能型居宅介護 |
| ■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | ■看護小規模多機能型居宅介護 | ■介護医療院 |
| ■（介護予防）認知症対応型共同生活介護 | ■介護老人福祉施設 | ■地域密着型特定施設入居者生活介護 |

【居宅系】

- | | | |
|------------|--------------------|--------------------|
| ■通所介護 | ■（介護予防）認知症対応型通所介護 | ■（介護予防）訪問リハビリテーション |
| ■地域密着型通所介護 | ■（介護予防）通所リハビリテーション | |

対象加算・減算

- | | | |
|--------------------------------|-------------|----------------------------|
| ■栄養マネジメント強化加算 | ■栄養アセスメント加算 | ■口腔機能向上加算（Ⅱ）及び（Ⅱ）イ・（Ⅱ）ロ |
| ■口腔衛生管理加算（Ⅱ） | ■褥瘡マネジメント加算 | ■短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ） |
| ■褥瘡対策指導管理（Ⅱ） | ■自立支援促進加算 | ■ADL 維持等加算、個別機能訓練加算（Ⅱ）・（Ⅲ） |
| ■科学的介護推進体制加算 | ■排せつ支援加算 | ■かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ） |
| ■リハビリテーションマネジメント加算（ロ）・（ハ） | | ■介護予防通所・訪問リハビリテーションの12 月減算 |
| ■リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）・（Ⅱ） | | |
| ■理学療法及び作業療法注6並びに言語聴覚療法注4に掲げる加算 | | |
| ■理学療法及び作業療法注7並びに言語聴覚療法注5に掲げる加算 | | |



2-2 LIFEの移行について

★Point★

令和8年8月1日より科学的介護情報システム（以下「LIFE」という。）の運用が厚生労働省から**公益社団法人国民健康保険中央会**に移行されます。

※ 各事業所で移行作業が必要となります。

【移行期間】

令和8年5月11日から**令和8年7月31日まで**

【国保中央会運用LIFE への新規利用申請について】

令和8年5月11日（月）午前9：00頃から受付開始

○国保中央会運用LIFE アクセス先URL ➡ <https://top.life-kkh.jp/>

○作業内容マニュアル（リンク内のマニュアル一覧にある「移行ガイド」を参照してください） ➡ <https://life-web.mhlw.go.jp/help>



2-2 LIFEの移行について

留意事項

○令和8年5月サービス提供分以降のLIFE への様式情報の提出について

移行が完了している場合 ➡ 移行完了後の情報は新LIFE（国保中央会運用LIFE）へ提出

移行が完了していない場合 ➡ 移行完了するまで旧LIFE（厚労省LIFE）へ提出 ※旧LIFEへ提出できるのは令和8年7月31日まで

問い合わせについて

【移行作業に関する問い合わせ、従来のLIFEに関するお問い合わせ】

厚労省運用LIFE ヘルプデスク（<https://life-web.mhlw.go.jp/common-inquiry>）

➡「お問い合わせの方へ」からヘルプデスクへご連絡をお願いします。

【移行作業後の問い合わせ、令和8年8月1日以降のお問い合わせ】

国保中央会運用LIFE ヘルプデスク（<https://top.life-kkh.jp/common-inquiry>）

➡「お問い合わせの方へ」からヘルプデスクへご連絡をお願いします。



2-2 LIFEの移行について

Q&A（対象の全サービス共通）

（問1）厚労省運用LIFE から国保中央会運用LIFE への移行に伴い、LIFE へ提出する様式情報の変更はあるか。

（答）提出する様式情報の変更はない

（問2）現在厚労省運用LIFE を利用しているが、令和8年5月11日以降に国保中央会運用LIFE を利用する際、改めて国保中央会運用LIFE への新規利用申請を行う必要はあるか。

（答）現在、厚労省運用LIFE を利用している事業所・施設については、国保中央会運用LIFE への移行作業を完了すれば利用することができるため、国保中央会運用LIFE への新規利用申請の必要はない。

（問3）厚労省運用LIFE から国保中央会運用LIFE への移行に伴い、厚労省運用LIFE へ既に提出している様式情報は、再度国保中央会運用LIFE へ提出が必要か。

（答）厚労省運用LIFE へ既に提出している様式情報については、国保中央会運用LIFEへ再度提出する必要はない。
ただし、移行作業を実施した日の属する月のサービス提供分については、移行後国保中央会運用LIFE への様式情報の提出が必要である
※ 例えば、令和8年5月サービス提供分に係る様式情報の提出を厚労省運用LIFE にて一部の利用者で実施し、国保中央会運用LIFE へ移行作業を実施した場合は、国保中央会運用LIFE へ令和8年5月サービス分の情報について令和8年6月10日までに利用者全員の様式情報の提出が必要となる。

介護保険最新情報Vol.1495「LIFEの厚生労働省から公益社団法人国民健康保険中央会への移管に伴い事業所・施設で必要な対応について」抜粋



2-3 令和9年3月31日までの経過措置について

① 高齢者虐待防止措置未実施減算

【対象サービス】福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

- 事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければなりません。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること
 - ② 虐待の防止のための指針を整備すること
 - ③ 虐待の防止のための研修を定期的実施すること
 - ④ ①～③の措置を適切に実施するための担当者を置くこと

現在

上記の措置を講じていない場合でも減算の適用はない。

令和9年4月1日以降

上記の措置を講じていない場合、**所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する必要がある。**
(高齢者虐待防止措置未実施減算)



2-3 令和9年3月31日までの経過措置について

②管理者要件

【対象サービス】居宅介護支援

- 平成30年度の介護報酬改定において、令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所の管理者は**主任介護支援専門員**でなければならないと定められました。

現在

令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である場合、その管理者が管理者を継続する場合に限り、令和9年3月31日までは管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用が猶予される。

- ※ 令和3年4月1日以降、新たに管理者として配置される者については、原則主任介護支援専門員でなければなりません。
- ※ 不測の事態により、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、「管理者確保のための誓約書」を市に提出することで、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を原則1年間猶予します。

令和9年4月1日以降

経過措置の対象だった事業所についても管理者に主任介護支援専門員を配置する必要がある。

- ※ 不測の事態における「管理者確保のための誓約書」の取り扱いについては引き続き継続予定



2-3 令和9年3月31日までの経過措置について

③協力医療機関との連携

【対象サービス】

■介護老人福祉施設 ■介護老人保健施設 ■介護医療院 ■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【基準】

介護施設は、入居者の病状の急変時等に相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関及び緊急時に原則入院できる体制を確保した協力病院を定めなければなりません。

協力医療機関については以下の要件を満たす必要があり、複数の医療機関を協力医療機関として定めても差し支えないとされています。

- ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

現在

協力医療機関を定めることについて、努力義務。

令和9年4月1日以降

協力医療機関を定めることについて、**義務化**。

※（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護については引き続き努力義務。

〈市への届出について〉

介護施設は、1年に1回以上協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市へ届け出なければなりません。



2-3 令和9年3月31日までの経過措置について

④生産性向上委員会について

【対象サービス】

- （介護予防）短期入所生活介護
- （介護予防）認知症対応型共同生活介護
- 介護老人福祉施設
- （介護予防）特定施設入居者生活介護
- （介護予防）短期入所療養介護
- （介護予防）小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護医療院
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 介護老人保健施設

【基準】

介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、**利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会**を設置し、定期的開催しなければなりません。

現在

委員会の開催について、努力義務。

令和9年4月1日以降

委員会を定期的開催することについて、義務化。



	加算を算定しない場合	加算を算定する場合
構成員	各事業所の状況を踏まえ、必要な構成メンバーを検討 ※幅広い職種により構成することが望ましい。	現場職員の意見が適切に反映されるよう、 管理者だけでなく、ケアを行う職員を含む幅広い職種やユニットリーダー等の参画が必要
開催頻度	各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を検討 ※委員会の開催が形骸化することがないように留意する必要がある。	三月に一回以上 の開催が必要
議題等	生産性向上ガイドラインを参考に取組を進める	生産性向上ガイドラインを参考にした上で、 ①から④の事項について必要な検討 を行う ①利用者の安全及びケアの質の確保 ②従業者の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ③介護機器の定期的な点検 ④職員に対する研修

3. 地域密着型サービス について

3-1 地域密着型サービスについて

3-2 市外保険者の利用について

3-3 問い合わせの多い内容



3-1 地域密着型サービスについて

地域密着型サービスとは

認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、出来る限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービスのことです。

※2006年4月の介護保険制度改正により創設されました。

利用対象者は**原則事業者が所在する市町村に居住する者**とされています。

= 相模原市に所在する事業所は原則相模原市民のみが利用可能です。

地域密着型サービス一覧

- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- （介護予防）認知症対応型通所介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- （介護予防）小規模多機能型居宅介護
- （介護予防）認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- 地域密着型通所介護



3-2 市外保険者の利用について

市外利用の事由

原則事業所が所在する市町村に居住する者しか利用できませんが、やむを得ない理由がある場合は、例外的に市外の地域密着型サービス事業を利用することができます。

〈やむを得ない理由〉

- 虐待・DVからの避難や親族宅への滞在など、住民票を移動せずに市外に一時的に居住する利用者が、その事業所を選択せざるを得ない適切な理由がある場合
- （デイサービスのみ）地域密着型サービスが導入された平成28年3月31日以前から同事業所の通所介護相当サービスを利用しており、区分変更等によって要支援⇒要介護となった場合
- その他、相模原市が認める事由がある場合

市外利用者の受け入れ

市外指定

上記要件を満たしたうえで、相模原市外に在住するの方を受け入れる為には、その利用者の保険者の指定を受ける必要があります。地域密着型サービスの市外指定にあたっては、市町村間での手続きが必要となることから、利用開始の前に**必ず利用者の保険者にご相談**いただきますようお願いいたします。

※利用者の保険者の指定を受けないと、請求が返戻となります。

※市外指定については、個別の利用者のために例外的に行っているものです。

市外の指定を受けたことにより、同一の保険者の別利用者を受け入れることができるものではありません。



3-3 問い合わせの多い内容

例 1

(問) 相模原市外から住宅型有料に入居した方は地域密着型通所介護を利用できるか。

(答) 入居している住宅型有料老人ホームが住所地特例対象施設の場合は、保険者は市外であるが住民票が相模原市にある事から特別な手続きなく利用可能です。(市外指定等の手続きは不要)

※相模原市の住所地特例対象施設は本市ホームページに一覧を掲載しております。

【本市ホームページ】https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/fukushi/1026635/korei_shien/1006397.html

例 2

(問) 市外から相模原市のグループホームに入居したい。住民票を直接グループホームに移しても良いか。

(答) グループホームは地域密着型サービスであり、原則相模原市民のみが入居の対象となります。そのため、市外から直接グループホームに住民票を移すことはできません。一時的に相模原市内の別の場所に住民票を移したうえでの利用となります。

※他市においては在住期間を定めている場合がありますが、相模原市においては、日数の定めはありません。

一時的にグループホームではない別の場所（親戚宅等）に住民票を移してください。



4 .その他

4-1 福祉基盤課へのお問い合わせ 方法について



4-1 福祉基盤課へのお問い合わせ方法について

介護保険サービス事業所の運営、設備及び介護報酬の基準及びその解釈、各種届出に関するお問い合わせについては、専用の問い合わせフォームにてお受けしておりますので、何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、お問い合わせ内容を確認し次第、順次、担当者よりメールまたは電話にて回答いたしますが、質問内容等によっては、回答までに時間を要する場合がありますを予めご了承ください。

【介護保険サービス事業所の運営、設備及び介護報酬の基準及びその解釈、各種届出に関するお問い合わせについて】

URL : <https://logoform.jp/form/oWjU/646607>

相模原市ホームページ内からもアクセス可能です。
「問い合わせ専用フォーム（外部リンク）」をクリックして必要事項を入力してください。
〈ページ番号：1032514〉



【介護事故の第一報に関するご連絡、介護従事者による虐待通報、介護施設（事業所）内で生じた不適切事案及び緊急性の高い事案の報告及び相談について】

福祉基盤課 高齢指定・指導班 電話042-769-9226（直通）

福祉基盤班 042-707-7046
障害指定・指導班042-769-1394



5 .他課・他機関からの お知らせ

1-1 疾病対策課

1-2 高齢・障害者支援課

1-3 救急課

1-4 相模原労働基準監督署



1-1 疾病対策課

感染症対策の基本
及び 疥癬について

相模原市 健康福祉局
保健衛生部

疾病対策課



こうして防ごう！ 流行する感染症



相模原市保健所疾病対策課

相模原市マスコットキャラクター「さがみん」

1-2 高齢・障害者支援課

合理的配慮の提供義務及び
介護サービス事業所に
入居されている聴覚障害者へ
の対応について

**相模原市 健康福祉局
地域包括ケア推進部**

高齢・障害者支援課



合理的配慮の提供義務 及び介護サービス事業所に 入居されている聴覚障害者への対応について

高齢・障害者支援課



聴覚障害者への対応方法

その人によって聞こえの程度や
普段の会話の手段が異なります。

例) 「筆談は苦手なので手話が良い」「手話が出来ないので要約筆記が必要」など



筆談



補聴器/人工内耳



要約筆記



手話通訳



手話

他にも・・・

- ・身振り手振り
- ・口話（相手の口を読む）
- ・空書
- ・キューサイン
- ・文字起こしのツールを使ってお話す など

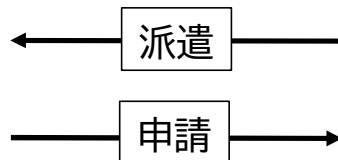
まずは相手がどのような対応を求めているのかを
理解しようとするのが大切です！

※会話手段の他にも周りの音声が聞こえないなど情報障害も生じます。

手話通訳・要約筆記者の手配方法



介護サービス事業所



県聴覚障害者福祉センター

手話通訳・要約筆記者が必要な場合は派遣費用を負担することで、
神奈川県聴覚障害者福祉センターに派遣を申請できます。
詳細については県聴覚障害者福祉センターHPよりご確認ください。
※入居前の場合は市からの派遣が可能（例：契約締結等）

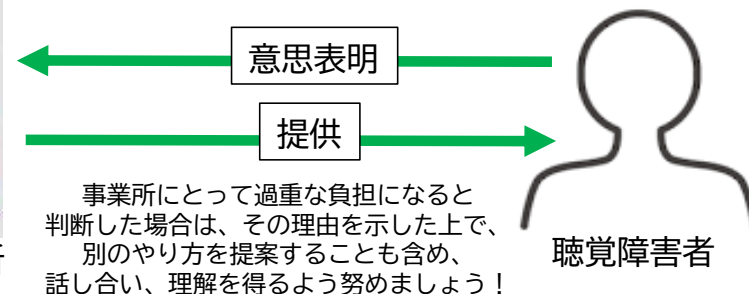
合理的配慮

障害のある方から意思表示があった際に、その人の特徴や場面に応じて
発生する社会的障壁を取り除くために、個別の調整や変更を行うことです。
令和6年4月から民間事業者でも合理的配慮の提供が義務化されています！

<入居されている聴覚障害者への対応>

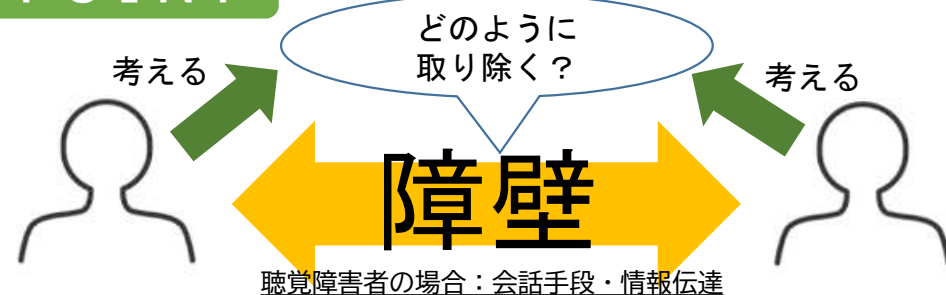


介護サービス事業所



双方とも納得のいく結論に達することが大切！

POINT



障害とは当事者本人にあるのではなく、人と人との間に出来る障壁のことです。
この障壁を取り除く方法を当事者と周りの人が一緒になって考え、
出来ることから取り組むことで、共生社会の実現に繋がります！

グループホーム・高齢者施設対象 出前コミュニケーション講座

入所している聴覚障害者とコミュニケーションが上手く取れない…気持ちを引き出せない…などお困りごとはありませんか？
是非「グループホーム・高齢者施設対象 出前コミュニケーション講座」をご活用ください！

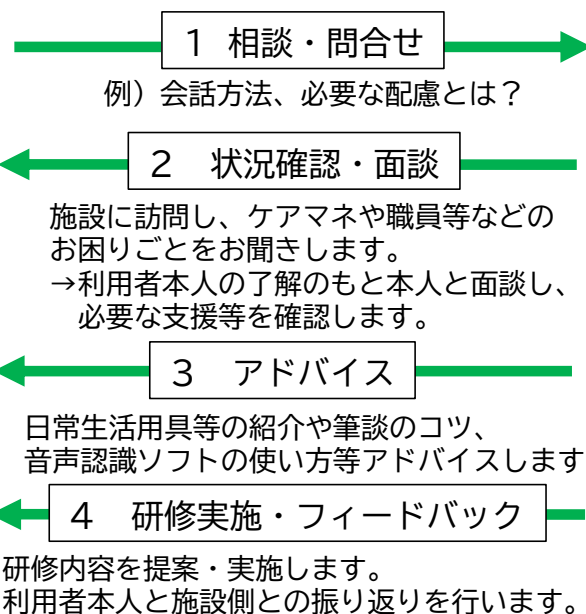
神奈川県聴覚障害者福祉センターでは、県内（横浜や川崎除く）のグループホーム・高齢者施設で聴覚障害者が利用者として入所している施設を対象に、聴覚障害者の特性等に関する研修を開催しています（費用無料）。
※手話が出来ない聴覚障害者（主に難聴者・中途失聴者）が入居されている施設も対象です。
※介護サービス事業所等のご相談、ご家族からのご相談にも応じます。

流れ（一例）

※相談内容に応じて流れを決めます。

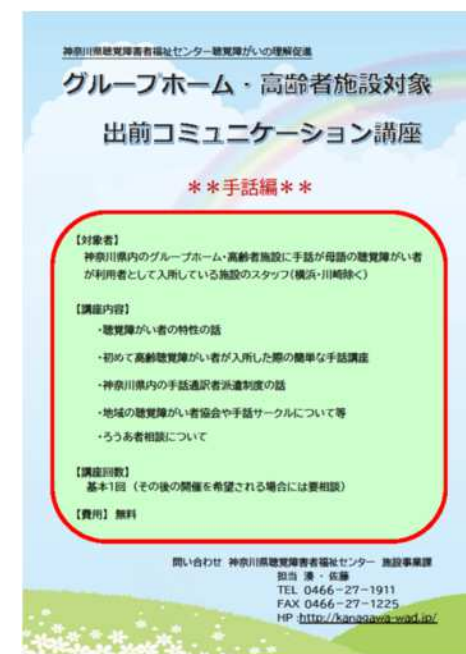


介護サービス事業所



聴覚障害者福祉センター

【お問合せ先】
施設事業課 担当：湊、佐藤
TEL 0466-27-1911
FAX 0466-27-1225
HP <http://kanagawa-wad.jp/>



【↑チラシのデータの格納先】
①神奈川県聴覚障害者福祉センターHP
②介護情報サービスかながわ
＞書式ライブラリ検索
＞10. セミナー・講習会・研修

1-3 救急課

予防救急について

相模原市 消防局
警防部

救急課



知って！
防ごう！

予防救急

◎項目

- ・予防救急って？
- ・今日から実践!! 予防救急



担当課
消防局警防部
救急課救急指導班

予防救急って？

- ▶ 救急車が必要になるような病気やケガ等を少しの注意や心がけで未然に防ぐ取り組みを「**予防救急**」といいます。
- ▶ 事故の原因を知ることによってこういったことに注意が必要か気づきやすくなります。
- ▶ 今日からできる予防救急について具体的な事例を交えて紹介します。



自宅だけでなく介護施設でも事故が発生しています。共通する注意点が多いです。
ご自身の施設や訪問先を確認してみましょう。

こんな事故が多く起きています。

事故予防チェック!

1位 転倒

段差、玄関、廊下など



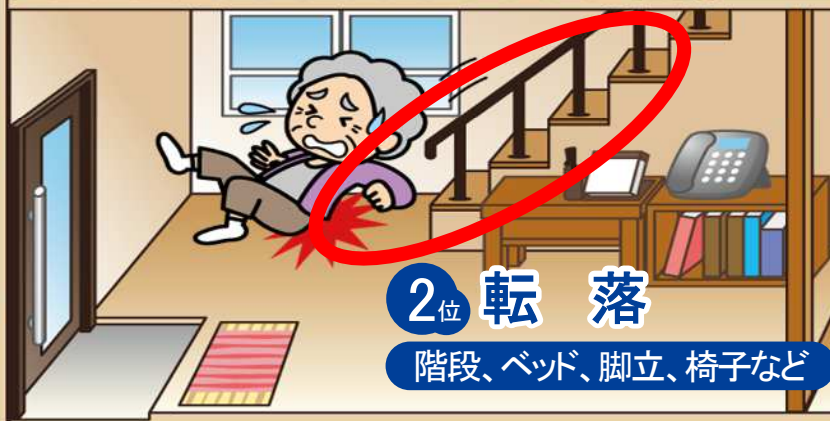
4位 ぶつかる

家具、人、柱、ドアなど



2位 転落

階段、ベッド、脚立、椅子など



3位 窒息

食物(餅・肉等)、菓等の包装など



◀ 他にも危険な事例がたくさんあります。確認してみましょう。

救急お役立ち
ポータルサイト

FDMA 消防庁
消防と防災 Fire and Disaster Management Agency

救急 ポータルサイト

検索

※発生事例の多い順に番号をつけています。

参考資料「東京消防庁救急搬送データからみる日常生活事故の実態」

参考資料「総務省消防庁救急事故防止リーフレット」



今日から実践!! 予防救急

転 倒

段差、玄関、廊下など

- 段差につまずかないよう気をつけましょう
- 転倒を防ぐために整理整頓を心がけましょう
- 階段、廊下、玄関、浴室など滑り止め対策をしましょう



転 落

階段、ベッド、脚立、椅子など

- 階段などには手すりを配置しましょう
- ベッドにも転落防止の柵をつけましょう
- 脚立などを使用して作業をする時は補助者に支えてもらいましょう



窒 息

食物(餅・肉等)、薬等の包装など

- 細かく調理。ゆっくりよく噛むことで窒息予防
- お茶などの水分を取りながら食事をしましょう
- 急に話しかけて、あわてさせないように気をつけましょう



ぶつかる

家具、人、柱、ドアなど

- 慌てず、周りをよく見て行動しましょう
- 通路などに物を置かないようにしましょう
- 暗いところは十分な明るさを確保しましょう



救急車は、限られた救急資源

- ▶ 救急車は、限られた救急資源です。
- ▶ 予防救急で救急事故を減らす取り組みにご協力をお願いいたします。



1-4 相模原労働基準監督署

お知らせ

相模原労働基準監督署からのお知らせを集団指導のホームページに掲載しています。

労働基準監督署に寄せられる相談事例の紹介やお役立ち情報、労働災害に関する情報が掲載されていますので、必ずご確認ください適切なサービス提供に努めてください。

掲載場所

ページ番号：1028777



社会福祉施設における働き方改革の推進に係る取組について

相模原市労働基準監督署より、事業所における労働基準関係法令や雇用管理に関する理解の向上、労働災害の防止等安全衛生活動の推進に向け、働き方改革をはじめとする厚生労働省作成資料等のURLの一覧が作成されました。集団指導を受講する事業者は、下記の資料についてもご確認ください。

[社会福祉施設の労働災害の現状\(PDF 768.4 KB\)](#)

厚生労働省について

身体拘束防止措置、高齢者虐待防止措置、業務継続計画の策定が未来像の対応について

介護サービス事業者に係る事

厚生労働省
神奈川労働局

相模原労働基準監督署



ご清聴ありがとうございました。

以下のフォームから受講報告を行ってください。

<https://logoform.jp/form/oWjU/1659213>



市ホームページからも
フォームにアクセスできます。
(ページ番号：1028777)



集団指導における質問

集団指導に関する質問については、問合せフォームからお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

